

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町

G6 合併協議会だより

合併協定項目特集

合併協定調印式の様子は裏側からご覧ください。



新市を夢見て、がんばって、協議した結果だっちゃ。



合 併 協 定 書

協定書の内容はこちらからご覧ください。



項目ごとに調整した内容をまとめています。



協定までは、長い道のりだったわね。



目 次

合併協定調印式にあたり（濱岡六右衛門会長）	p 2
合 併 協 定 書	p 4
新市建設計画	p 16

合併協定調印式にあたり



峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会の会長を仰せつかっております、網野町長の濱岡でございます。6町の合併協定調印式を執り行うに当たり、主催者であります、6町を代表いたしまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本日は、公務御多忙の中、山田京都府知事様、地元選出の京都府議会議員様をはじめ、合併協議会委員の皆様、監査委員の皆様ほか、これまでに協議会委員としてご協力いただいた方々など、多くの皆様のご臨席を賜り、このように盛大に合併協定調印式を執り行うことができましたことを、まづもって厚くお礼申し上げます。

さて、私ども6町は、過疎化、少子・高齢化、産業の低迷など、地域共通の深刻な課題を抱えておりますが、一方で、本格的な地方分権時代の到来を迎え、地域が主体となったまちづくりを進めていくために、自治体の行財政基盤のより一層の強化・効率化が求められている状況にあります。

厚生労働省の研究機関の発表によれば、あと2～3年で日本の総人口がピークに達し、その後は減少に向かうとされています。これに先立ち、生産年齢人口は平成7年にピークを迎え現在減少中であり、30年後には約20%の減少が推計されております。加えて、老年人口は、30年後には50%以上の増加が見込まれています。これらのことは、働く世代の経済的負担が、日本はもとより、これまでの世界のどの国も経験したことのない未曾有の増加を意味しています。

国においては、年金制度や自治制度などの改革に本気で取り組もうとしておりますが、私ども行政サービスの直接の提供者といたしましては、今すぐにでも行政の効率化を図り、スリム化を達成し、将来の負担に備えておかねばならない時期であると強く考えているところであります。

また、都市部においては都市再生が叫ばれておりますが、このことが意味するところは、早い時期に整備された都市の社会インフラが、今、更新の時期を迎えており、その費用は、想像を絶するものと言われております。地方分権の進展により、自己責任の時代となっている現在、都市部においては、多額の費用を自ら調達しなければならず、高度成長期から延々と続く、「都市部が郡部をお金の面で支える」という構造は、今後も継続できる状況にはないと考えざるを得ません。

ご承知のとおり、明治時代に、都市と郡部の財政調整を図る「三部経済制」という議会制度がありましたが、この時代と同様の状況が現在、再び訪れてきたと言えます。当時、郡部の発言権を強化するため、「明治の大合併」が行われ、その力を背景に、現在の財政調整制度を生む、きっかけづくりが行われたのであります。

加えて、平成18年度からは、地方債の発行について自己責任を求める制度改革がスタートすることが決まっており、また、三位一体の改革や公務員制度改革も同時に行われることとされております。

私ども6町は、こうした社会、経済状況の中で、今のままでは役場の職員の給与は言うに及ばず、上下水道や国民健康保険など住民サービスに係る大幅な痛みを求めざるを得ない時期が必ず訪れることを認識しながら、この地域の住民の皆様方に適した行政を行うためには、行政体制を一新し、社会情勢に耐え抜けるようにしておかなければなりません。

こうした背景をもとに、日常生活圏として、まとまりのある6町での合併について、真剣に考えていくべきとの決意から、各町議会の議決をいただきまして、昨年の4月に、合併特例法に基づく協議会を設置させていただいたところでございます。

合併協議会におきましては、先ほど事務局長から経過を報告させていただきましたとおり、1年4ヶ月の間に、14回の協議会、合計73回の小委員会と、終始、慎重かつ積極的な御議論をいただきまして、新市建設計画を含め、21項目の協定項目全てを、去る7月31日の協議会で確認していただき、併せて、合併の是非につきましても、「是」とすべしとの確認を頂き、本日ここに調印式を執り行う運びとなったものであります。

これもひとえに、公私とも大変御多忙の中を、精力的に会議にご出席いただき、建設的な御意見をいただきました合併協議会の委員の皆様方のご尽力のお陰でございまして、皆様方に、改めて厚くお礼を申し上げます次第でございます。

また、京都府の山田知事様、並びに、京都府議会議員様には、私どもの行政運営とともに、合併の協議につきましても、様々な観点から、御指導、御鞭撻をいただきましたことに対しまして、深く感謝を申し上げます次第でございます。

さらに、当合併協議会の初代会長でありました、故相見丹後町長様におかれましては、協議会の設立に当たり、6町の代表として、正に心血を注ぎ、ご尽力をいただきました。昨年の5月に、突然の訃報に接することとなったわけですが、本日この調印式を迎えるにあたり、相見前会長のご功績に対しまして、深甚なる感謝を申し上げますものであります。

私ども6町は、来年4月1日を合併期日として、「京丹後市」として、新たにスタートを切る予定であります。6町のこれまでの歴史と伝統と地域固有の特色を今後とも十分に活かしながら、将来、「ひと、みず、みどり 歴史と文化が織りなす交流のまち」に成長していけますよう、今後とも京都府の格別のご配慮をいただきながら、新たな時代に対応した行政体制の確立のもと、着実に新しいまちづくりに励んでまいりたいと存じます。

さらに、来年4月1日の合併までの間、新たな「京丹後市」のスタートに向けて、万全の準備を進め、皆様方の御期待に応えられますよう、6町長が一致協力して取り組んでいく所存でございますので、今後とも、皆様方の御理解と御協力を賜りますよう心からお願い申し上げ、6町長を代表してのご挨拶といたします。

平成15年8月11日

合併協議会会長 網野町長 濱岡 六右衛門

合併協定書

1 合併の方式

中郡峰山町、同郡大宮町、竹野郡網野町、同郡丹後町、同郡弥栄町及び熊野郡久美浜町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設（対等）合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成16年4月1日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、「きょうたんごし京丹後市」とする。

4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、京都府中郡峰山町字杉谷889番地とする。
また、現在の6町の役場は、すべて支所とする。

5 財産及び債務の取扱い

- (1) 6町が所有する財産及び債務は、すべて新市に継承する。
- (2) 基金のうち、特定目的基金については、整理統合を行い、新市において必要な基金を創設する。
また、一部事務組合の基金は、該当の会計及び基金に継承する。
- (3) 債務のうち、一部事務組合の借入金は該当の会計に継承する。

6 議会議員の定数及び任期の取扱い

- (1) 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例は適用せず、地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき、定数を30人とし、新市の設置の日から50日以内に選挙を行う。
- (2) 選挙区については、全市域で1選挙区とする。

7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

- (1) 新市に1つの農業委員会を置き、6町の農業委員会の選挙による委員であった者は市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後3箇月間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。その定数は、30人とする。
- (2) 在任特例期間終了後の農業委員会の選挙による委員の選挙は、選挙区を設ける。ただし、選挙区の区域及び各選挙区において選挙すべき委員の定数については、新市において調整する。

8 地方税の取扱い

- (1) 固定資産税の納税義務者、税率、課税標準及び免税点は現行のとおりとする。納期は、網野町の例により統一する。
- (2) 個人市町村民税の納税義務者、所得割税率及び課税標準は現行のとおりとし、均等割税率は2,500円、納期は網野町の例により統一する。法人市町村民税の納税義務者及び納期は現行のとおりとし、均等割税率は、峰山町と久美浜町の例による制限税率に、法人税割税率は峰山町の例による超過税率（13.5パーセント）とする。
- (3) 軽自動車税の納税義務者及び税率は現行のとおりとする。納期は4月1日から同月30日までとする。標識番号は網野町の例により統一し、新市施行日から発行する。なお、合併までに発行された標識は、新市移行後も使用することが出来るものとする。
- (4) 入湯税の納税義務者は現行のとおりとする。税率は、150円に統一する。
- (5) 都市計画税の税率は一旦ゼロとし、新市において都市計画の見直しに併せて、改めて税率を設定する。
- (6) たばこ税、鉱産税及び特別土地保有税は現行のとおりとする。

9 一般職の身分の取扱い

- (1) 6町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項の規定に基づき、新市に引き継ぐ。

- (2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
- (3) 職員の職名、任用及び給与については、人事管理及び職員の処遇等の適正化の観点から合併時に統一を図る。

10 特別職等の身分の取扱い

- (1) 新市の市長、助役、収入役、教育長、行政委員会委員の身分の取扱いについては、法令の定めるところによる。
- (2) 新市の市長が選出されるまでの間、市長の職務執行者を6町の町長の中から選定する必要がある（地方自治法施行令第1条の2）ため、6町の町長が合併期日までに別に協議して定める。ただし、助役、収入役については、新市の議会が正式に発足した段階で、新市長が議会の同意を得て選任する。
- (3) 新市における監査委員は2名とする。
- (4) 新市発足時の職務執行者、及び市長等常勤特別職、並びに教育長の給料は次のとおりとする。ただし、新市においてすみやかに特別職報酬等審議会を設置し、給与の適正化に努めるものとする。

職務執行者	月額	770,000円
市長	月額	920,000円
助役	月額	740,000円
収入役	月額	670,000円
教育長	月額	670,000円

- (5) 新市の議会議員、各種委員会委員等の報酬は、次のとおりとする。ただし、新市の特別職報酬等審議会において、報酬の適正化に努めるものとする。

議長	月額	450,000円
副議長	月額	400,000円
議員	月額	380,000円
教育委員会	委員長	月額 100,000円
	委員	月額 72,000円
選挙管理委員会	委員長	月額 20,000円
	委員	月額 12,000円
公平委員会	委員長	年額 105,000円
	委員	年額 60,000円
監査委員	識見	月額 120,000円
	議選	月額 30,000円
農業委員会	会長	年額 250,000円
	委員	年額 181,000円
固定資産評価審査会	委員	日額 9,000円

ただし、日額により報酬を受ける委員等で、その勤務が半日に満たない場合の報酬額は6,000円とする。

- (6) 消防団員報酬は次のとおりとし、出動手当については、1回につき1,600円、訓練手当については1,500円とする。ただし、警戒手当については、新市においては出動手当に一元化するものとする。

団長	年額 189,000円	副団長	年額 123,000円
分団長	年額 96,000円	副分団長	年額 57,000円
指導員	年額 50,000円	部長	年額 43,000円
班長	年額 33,000円	団員	年額 19,000円

- (7) その他の条例で定める特別職の職員等、新市に設置する必要があるものの人数、任期、報酬額は、現行の制度をもとに調整する。

11 条例、規則の取扱い

条例、規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさないよう次の区分に基づき整備する。

- (1) 合併と同時に即時制定し施行させるもの
- (2) 合併後、逐次制定し施行するもの
- (3) 暫定措置として一定の地域に施行するもの

1.2 事務機構及び組織の取扱い

現在の峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町及び久美浜町の庁舎を有効活用した組織及び機構とする。新市の組織・機構については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。その上で新市の組織・機構については、「新市における組織・機構の整備方針」に基づき整備する。

《新市における組織・機構の整備方針》

新市における行政組織・機構については、庁舎が狭隘であること等により、一元化することは困難な状況にある。しかしながら、合併の主旨を踏まえ、合併の効果を最大限に活かすためには、できる限り組織・機構の効率化、合理化を進める必要がある。このため、合併時における組織・機構については次の事項を基本として整備するものとする。

- ①市民が利用しやすく、市民の声を適正に反映することができる組織・機構
- ②地域振興を支援できる組織・機構
- ③新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
- ④行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構
- ⑤簡素で効率的な組織・機構
- ⑥責任の所在が明確な組織・機構
- ⑦緊急時に即応できる組織・機構

1.3 一部事務組合等の取扱いに関すること

- (1) 丹後広域消防組合、竹野川環境衛生組合、峰山・大宮公共下水道組合及び竹野郡塵芥処理組合は、合併の前日をもって解散し、その事務事業、財産及び職員についてはすべて新市に引き継ぐ。
- (2) 丹後地区広域市町村圏事務組合、京都府市町村交通災害共済組合、京都府町村議会議員公務災害補償等組合、京都府自治会館管理組合、京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合、京都府市町村職員退職手当組合及び丹後地区土地開発公社は、合併の前日をもって脱退し、新市において加入する。
- (3) 奥丹後養老施設組合は、合併の前日をもって解散し、債務については新市に引き継ぐ。

1.4 使用料及び手数料の取扱い

使用料及び手数料については、各協議項目の調整結果に基づくものとする。

1.5 公共的団体の取扱い

公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合又は再編の調整に努めるものとする。

- (1) 6町に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。
- (2) 6町に共通している団体で実情により合併時に統合できない団体は、合併後、速やかに統合又は再編できるよう調整に努める。
- (3) その他の団体は、現行のとおりとする。

1.6 各種団体への補助金、交付金等の取扱い

- (1) 各種団体への補助金及び交付金については、従来からの経緯、実情等を考慮し、現行の内容を尊重する。ただし、同一あるいは同種の補助金については、関係団体の理解と協力を得て一元化へ向けた調整を行う。
- (2) 新市においては、自立的な地域振興を進める活動を積極的に支援していくことを基本とし、全市域の均衡に配慮し調整を行う。

1.7 町、字の区域及び名称の取扱い

現町名を6町とも残し、町名、字名は現状のまま新市へ継承する。
ただし、表記としては、「字」を使用しない。

1.8 町の慣行の取扱い

- (1) 新市の市章は、合併までに調整のうえ、新市に移行する。
- (2) 市民憲章及び各種宣言並びに市の木、花、歌、キャラクター及びキャッチフレーズについては、新市に移行後、調整する。

19 各種事業業務の取扱い

19-1 自治会、行政連絡機構の取扱い

- (1) 単位行政区
単位行政区の組織については現行のとおりとし、地域コミュニティの維持・強化を図るとともに、新市の一体性を確保するため、新市発足時に新たな連絡組織を設置する。
- (2) 連合区等
連合区等については、地域性を考慮しながら、一定の条件で統合できるかどうかの検討を新市において行う。
- (3) 区への依頼事務
新市における区への依頼事務については、配布文書の期日を定めるなど、その整理・統合を含めて検討する。また、区・自治会等の支援は、調整のうえ一元化し、引き続き新市においても支援する。

19-2 情報公開の取扱い

- (1) 情報公開制度
現行の各町の制度をもとに調整し、新市において条例を制定する。
- (2) 個人情報保護条例
新市において個人情報保護条例を制定する。ただし、住民基本台帳ネットワークの運用に伴う電子計算機情報保護条例については、合併までに調整を行い、合併日から施行する。

19-3 男女共同参画の取扱い

新市において行動計画を策定し、推進に努める。

19-4 人権啓発の取扱い

啓発推進組織を設置し、引き続き人権啓発事業を実施する。

19-5 広報広報の取扱い

- (1) 広報誌等
新市の広報誌及びお知らせ版は、毎月発行し、市内各世帯及び関係機関に無償配布する。
- (2) ホームページ
市の情報発信に努めるため、合併時に新市のホームページを開設する。
- (3) 市勢要覧
周期的な発行とし、合併後速やかに発行できるよう調整する。

19-6 消防団の取扱い

- (1) 消防団
1 消防団に再編する。
- (2) 分団等の組織
当面現行のとおりとし、新市において新たに作成する消防計画に基づき調整する。
- (3) 団員
そのまま新市へ引き継ぎ、現員数を基本として定数を定める。
- (4) 報酬及び出動手当等
現行における6町の支給総額を上回らない範囲内において調整する。

19-7 防災関係の取扱い

- (1) 防災組織
婦人消防隊及び子供消防クラブは、現行のまま新市に継承する。その他の自主防災組織についても、全市域にわたって組織できるよう努める。
- (2) 地域防災計画
各町の計画を基に、新市の地域防災計画を策定する。また、相互応援協定などについては、新市において速やかに調整する。

合併協定書

(3) 防災行政無線

新市移行後、現在未整備の大宮町、弥栄町及び久美浜町域を対象に、速やかに整備する。また、戸別受信機（網野町）、屋外スピーカー（丹後町）の増設も併せて行う。

(4) 災害発生時の通報

新市庁舎又は消防本部が一括して取り扱うものとするが、防災行政無線が市域全域をエリアとして整備されるまでは、現行の通信手段により行う。

(5) 防火水槽等防火防災施設、消火栓及び消火栓器具の新設等は、市が全額を負担し整備する。

19-8 姉妹都市等の取扱い

(1) 国内における地域間交流

峰山町（羽衣交流サミット）、大宮町（全国小野小町サミット）、網野町（東経135度線上市町村交流協議会、日本の渚全国協議会、うらしま伝説交流サミット、日本海にぎわい交流海道ネットワーク、鳴き砂（鳴り砂）ネットワーク）、久美浜町（東経135度線上市町村交流協議会）が実施している地域間交流は、新市移行後も継続する。特に、伝説・伝承による交流は、行政中心で行うより、住民レベルで行うことが望ましいことから、引き続き支援を行う。ただし、大宮町（三重県大宮町との同名町交流）、丹後町（摂津市（大阪市）との交流、全国伝統地名（旧国名）市町村連絡会議）及び弥栄町（国道も鉄道もない市町村全国連絡会議）が実施している地域間交流は、合併までに相手方の意向を確認して調整を図る。

(2) 友好提携

丹後町と木津町の友好提携については、合併までに相手方の意向を確認し、存続の方向で調整を図る。

(3) ふるさと会員制度

合併時に廃止し、新市に移行後検討する。

19-9 電算システムの取扱い

現在6町で使用している町村会T R Y - X及び町村会財務会計システムをそのまま継続して使用する。なお、合併までにシステムの一体化を図るとともに、新市の規模に適合した仕様の改善を行い、円滑なサービスが提供できるよう、万全の準備を行う。

19-10 納税関係の取扱い

(1) 徴収収納方法

新市においては、集合徴収を行うことで統一し、期別は10期とする。ただし、軽自動車税については、集合徴収は行わず、1期徴収とする。

(2) 督促手数料

督促状1通につき100円に統一する。

(3) 納期前納報奨金

交付率は、100分の0.25に統一する。

19-11 国民健康保険の取扱い

(1) 国民健康保険税

① 税率等

税率は制度改正、保険給付の動向を見極め統一する。ただし、丹後町の医療分については、激変緩和措置として、平成19年度の統一課税に向けて段階的に引き上げを行う。また、賦課方式及び課税限度額は現行のとおりとする。

② 軽減率と判定基準

新市においては平準化を実施し、7割軽減、5割軽減、2割軽減を適用する。なお、判定時期は現行のとおりとする。

③ その他

納税義務者、賦課期日及び本算定日は、現行のとおりとする。

(2) 保険給付

出産育児一時金の支給額は、現行のとおりとし、葬祭費の支給額は1人当たり3万円とする。

(3) 貸付制度

高額療養費等貸付基金を設置し貸付を行う。高額療養費貸付の限度額は、高額療養費支給見込額の95パー

- セント以内とし、出産育児一時金貸付の限度額は、出産育児一時金支給見込額の8割以内とする。
- (4) 国民健康保険運営協議会
国民健康保険法施行令第3条に基づき新市において設置する。
 - (5) 老人医療
現行の町単独制度は、合併時に廃止の方向で調整する。
 - (6) 障害児者医療
府制度に該当しない身障者手帳3級の者を対象に、府制度の所得基準を適用し、新たな単独制度を創設する。
 - (7) 母子家庭医療
大半の母子家庭が府制度の対象であることから、町単独制度は合併時に廃止の方向で調整する。
 - (8) 乳幼児医療
現行の町制度については、新市においても継続するが、200円の償還払いは廃止の方向で調整する。
 - (9) 父子家庭医療
新市移行後も母子家庭医療の府制度を準用し、実施する。
 - (10) 重度心身障害老人健康管理事業
府制度に該当しない身障者手帳3級の者を対象に、府制度の所得基準を適用し、新たな単独制度を創設する。

19-12 保育所の取扱い

- (1) 保育所数及び定員
少子化の進行、延長保育を始めとする多様な保育要望に対応するため、保育所数及び定員については新市に移行後調整する。
- (2) 乳幼児保育
当面は現行のままとし、地域の保育要望を把握しながら実施箇所等も含めて検討する。
- (3) 保育料（算定方法）
国の所得階層別の保育料基準額を基に、新たな基準額表を設定する。所得税課税額の階層区分については、現行保育料の水準、近隣市との均衡等を考慮して設定する。ただし、国が示す階層区分に変更があった場合は検討する。
- (4) 延長保育料
11時間を超えて保育をする場合は、月額2,000円／人（おやつ代を含む）を徴収する。なお、同一世帯から複数入所があった場合でも算定の特例による減額はしない。また、午後6時以降に保育をする場合は、おやつ代として月額1,000円を徴収する。
- (5) 子育て支援センター
当面は現行のままとし、今後の施設整備に併せて事業を実施する。
- (6) エンゼルプラン
子育てに対する公的支援強化の要望が多い状況の中で、新市としての計画を早期に策定する。

19-13 環境事務の取扱い

- (1) 防疫業務
防疫薬剤購入補助、下水路の泥上げ及び煙霧消毒機の貸出については、生活環境の向上、薬剤散布による環境等への影響、住民要望の減少等の現実を踏まえて、実施の見直しも含めて検討する。また、はちの巣退治については、現行のとおりとする。
- (2) 火葬業務（運営方法等）
当面は現有施設により対応するが、施設の老朽化が著しいため、新施設の整備を新市において検討する。
- (3) し尿業務（収集方法）
し尿収集は、直営もしくは委託業者による収集に統一する。ただし、現在業務を委託している業者については、契約期間満了までに調整する。
- (4) し尿業務（手数料）
し尿、浄化槽汚泥ともに、現在の竹野川環境衛生組合の算定方法及び納付方法により統一する。

(5) 環境基本条例

行政と住民等が一体となって豊かな自然環境を保全するため、現在の関係する条例の制定趣旨等を尊重して、市域全体に適用する新たな条例を制定する。

19-14 塵芥処理の取扱い

(1) 一般廃棄物処理業等許可手数料

現行のとおりとする。

(2) 一般家庭ごみ（可燃ごみ）

収集方法、収集回数、ステーション設置数、処理施設、委託業者数については、現行のとおりとする。ただし、委託業者については、契約期間満了までに調整する。

(3) 一般家庭ごみ（有害ごみ）

①収集方法及びステーション設置数

現行のとおりとする。

②収集回数

1回の排出量等を調査し、必要に応じ調整のうえ新市に移行する。

③処理施設

現行のとおりとする。

④委託業者数

契約期間満了日までに調整する。

(4) 一般家庭ごみ（不燃ごみ）

①収集方法

新市移行後はコンテナ収集を原則とする。ただし、現行の指定袋による収集は、合併後3年を目途にコンテナ収集に移行する。

②収集回数

1回の排出量等を調査し、必要に応じ調整のうえ新市に移行する。

③ステーション設置数

現行のとおりとする。

④処理施設

現行のとおりとする。

⑤委託業者数

契約期間満了までに調整する。

(5) 一般家庭ごみ（資源ごみ）

収集方法、収集回数、ステーション設置数、処理施設、委託業者数については、現行のとおりとする。

(6) 一般家庭ごみ（粗大ごみ）

粗大ごみの処理方法は、可燃・不燃ともに直接搬入方式とする。現在行われている個別（玄関前）収集制度は搬入手段のない高齢者世帯などに考慮し、新市全域に拡大する。なお、個別収集に係る手数料は可燃・不燃ともに1個当たり500円に統一する。

(7) 指定ごみ袋（販売価格）

可燃ごみの指定袋は現行のとおりとする。不燃ごみの指定袋はコンテナ収集への移行対象地域となる竹野郡塵芥処理組合構成町において、実費程度の統一価格を設定する。また、販売店舗等の数は、現行のとおりとする。

(8) 廃棄物減量等推進審議会

廃棄物処理法第5条の5に基づき条例で定め、委員の定数は30人以内とする。

19-15 保健衛生の取扱い

(1) 母子保健

妊産婦・乳幼児検診、訪問事業は、現行のとおりとする。ただし、新生児訪問は全数管理とし、充実を図る。育児相談、育児支援事業は、全市を対象に実施することとするが内容については調整する。

(2) 歯科保健

フッ素塗布事業を全市に拡大するなど充実を図る。

- (3) 成老人保健
各種検診は総合検診に統一し、自己負担金は徴収しないこととする。対象年齢、実施内容については統一し、全体として充実した検診事業とする。
- (4) 予防接種等
法に基づく定期の予防接種は新市においても実施するが、接種場所等については調整する。臨時の予防接種、感染症対策など法に基づく事業は現行のとおりとする。

19-16 各種社会福祉事業等の取扱い

- (1) 民生福祉
被災者生活支援、就学支援対策事業は、現行のとおりとする。くらしの資金貸付事業は、新市が直接実施し、貸付限度額は10万円とする。出産祝金支給事業は、新市においても実施し、支給額等は新市において調整する。
- (2) 高齢者福祉
介護予防事業は、内容を統一し、新市に移行する。在宅介護支援センターは基幹型を1箇所設置し、他は地域型に移行するとともに、現在地域型として設置している事業所は、新市に継承する。介護老人保健施設についても、現行のまま新市に継承する。敬老行事は、当面従来どおり開催し、段階的に統一を図る。
- (3) 障害者福祉
補装具、更生医療等、障害者保護事業は、現行のとおりとする。ただし、障害児の補装具自己負担金については新市が負担する。また、手帳申請時に必要な診断書料については身体、精神とも2,000円を上限に補助する。支援費制度に移行する事業は、事業者からサービスを提供し、それ以外の在宅福祉事業は、内容を統一して新市に移行する。障害者の福祉タクシーは、重度の障害者を対象に年間給付額を12,000円とするほか、移送サービスは内容を統一、手話関係は現行のとおりとする。町独自の手当(単費による障害者年金等)は、在宅重度障害者の介護者を対象とし、給付額は10万円とする。じん臓機能障害者の通院助成、作業所の入所訓練事業費・通所費の助成、無認可施設通所者の給食費の助成についても継続して実施する。
- (4) 在日外国籍高齢者特別給付金制度
未実施の5町の対象見込者は少数であるが、在住外国籍高齢者のうち老齢基礎年金(国民年金)の受給資格を得ることができなかった者への支給等、実施町の制度創設の趣旨等を尊重し、新市において速やかに調整する。
- (5) 町戦没者追悼式
戦後50年以上が経過し遺族の方々の高齢化が進み、参加者が減少傾向にあるため、開催の継続及び実効的な実施方法等を検討する。

19-17 介護保険の取扱い

- (1) 介護保険料
合併時に事業計画を策定し、保険料を統一のうえ新市に移行する。
- (2) 資格管理、受給者管理、給付実績管理等原則として現行のとおりとする。ただし、利用者負担減免(法人減免)については、網野町の例により統一する。また、介護認定審査会は、新市において独自に設置する。

19-18 病院、診療所の取扱い

- (1) 直営病院
現行のとおりとする。安心して医療を受けられる体制を確保するため、民間医療機関との役割分担をしながら協力体制を図り、弥栄町国民健康保険病院と久美浜町国民健康保険久美浜病院の医療体制を充実し、地域医療供給体制を確立する。ただし、経営の効率化を図るとともに、地方独立行政法人制度についての検討を進める。
- (2) 直営診療所
現行のとおりとする。安心して医療が受けられる体制を確保するため、公立病院、民間病院、民間診療所と連携を図りながら、かかりつけ医の役割を果たし地域の医療を充実させる。

19-19 小中学校、幼稚園の通学区域等の取扱い

幼稚園の通学区域については、特に定めない。保育料については、新市に移行後新たな保育料算定基準を

作成し統一する。小中学校の通学区域については、当面現行のままとするが、区域境の地域については弾力的な運用に努める。また、新市において児童（生徒）数の動向を踏まえ、各学校の適正規模、適正配置の検討と合わせて通学区域の見直しを行う。

19-20 学校教育の取扱い

(1) 就学奨励補助

6町とも実施している補助制度については、内容と補助率を統一して新市に継承する。その他の補助については内容を精査のうえ統一を図り、新市に移行する。

(2) 奨学資金の状況

6町及び近隣市の制度を参考にして、基金の状況等を考慮しながら奨学資金制度を定め、新市に移行する。

(3) スクールバス

スクールバスの運行については、新市においても実施する。新市の教育委員会において運行についての検討を行い、委託料等については新たな算定基準により統一する。

19-21 学校給食の取扱い

(1) 学校給食

学校給食の形態について、給食センターについては現行の方式により実施する。自校方式の給食については現行のとおりとし、新市の教育委員会において施設設備の更新を視野に入れ、将来の児童（生徒）数を考慮して関係者等の意見を踏まえて検討する。給食費については現行のとおりとし、新市の教育委員会において給食費のあり方を検討する。

(2) おいしい米消費拡大補助

保護者負担の軽減を図るため、補助制度の範囲で新市においても実施する。

19-22 社会教育の取扱い

(1) 社会教育事業

新市において「社会教育推進の重点」を作成し、社会教育事業を実施する。

(2) 体育施設

施設は全て新市に引き継ぐ。使用料については、施設の規模、運用方法等を勘案して設定する。なお、管理の方法については、財団法人等への委託も含めて検討する。

(3) 学校施設の開放

新市に移行後も住民に活動の場を保障するため、身近なスポーツ施設として学校施設の開放を行う。ただし、使用料については統一して新市に移行し、運用の方法については検討する。

19-23 都市計画の取扱い

(1) 都市計画の区域区分

当面は現行のとおりとし、新市において、新たな都市計画区域の検討を行う。

(2) 都市計画マスタープラン

新市に移行後、まちづくりの基礎となる都市計画の基本的な方針を定めるため、住民の意見を反映して、都市計画マスタープランを策定する。

19-24 建設関係事業の取扱い

(1) 道路占用料

道路法施行令別表「乙地」に定める額に統一する。

(2) 道路除雪

除雪体制については、業者委託を基本とし、現行の除雪路線を減少させることなく、均衡上必要がある場合は追加することも検討し、整備する。

(3) 新規道路の認定基準

道路幅員が4m以上のものを基本として、新市において新たな基準を制定する。

(4) 町道の継承

合併時における町道については、すべて新市に継承し、市道とする。

(5) 受益者分担金

① 道路工事に伴う受益者分担金

全ての市道の新設・改良工事を対象とし、事業費の10%を徴収する。ただし、国府補助事業及び交付税措置のある起債事業は対象外とする。

② 排水路工事及び河川工事に伴う受益者分担金

合併時において廃止する。

19-25 公営住宅の取扱い

(1) 施設の継承

一般公営住宅、特定公共賃貸住宅及び定住促進住宅については、現行のとおりとする。

(2) 駐車場使用料

すべて有料とし、使用料設定基準の統一化を図る。

19-26 上水道等の取扱い

(1) 施設の継承

上水道施設、簡易水道施設及び飲料水供給施設等については、現行のとおりとする。

(2) 上水道料金

合併時に統一する。

(3) 簡易水道及び飲料水供給施設等の水道料金

合併時に統一する。ただし、弥栄町の中央簡水第2系統以外の簡易水道区域、大宮町の奥大野・五十河地区の簡易水道区域及び弥栄町の掘越地区以外の飲料水供給施設区域については、平成19年度の統一に向けて、段階的緩和措置を講ずる。なお、久美浜町の神谷・奥馬地・甲坂・河内の各簡易水道区域、峰山町の飲料水供給施設及び飲料水簡易給水施設区域、弥栄町の掘越地区の飲料水供給施設区域については、定額料金とし、久美浜町の神谷・奥馬地・甲坂・河内の各簡易水道区域及び弥栄町の掘越地区の飲料水供給施設区域については、平成19年度の統一に向けて、段階的緩和措置を講ずる。

(4) 加入金

合併時にすべて（上水道・簡易水道・飲料水供給施設等）統一する。

(5) メーター器使用料

合併時に統一する。

19-27 下水道等の取扱い

(1) 施設の継承

公共下水道施設及び集落排水（農業・漁業）施設については、現行のとおりとする。

(2) 下水道料金

公共下水道事業、集落排水事業の下水道料金については、峰山・大宮公共下水道組合の料金表に基づき、合併時に統一する。ただし、弥栄町については、平成19年度の統一に向けて、段階的緩和措置を講ずる。

(3) 加入分担金

公共下水道事業、集落排水事業における加入分担金の額は、32万円とし、供用開始後3年以内の接続については、軽減措置を講ずる。

(4) 合併処理浄化槽整備補助

網野町の制度をもとに調整し、新市全体に適用する。

19-28 農林水産事業の取扱い

(1) 農業

- ① 農業経営改善支援センターについては、新市において、新たに設置する。
- ② 農業用廃棄物環境保全対策事業については、制度を統一し、実施する。
- ③ 生産調整対策については、国の米政策の動向を踏まえ、新たに調整する。
- ④ 入植者対策事業及び土づくり対策事業については、新市においても実施する。

- ⑤ 農業経営基盤強化資金利子助成については、峰山町、丹後町、弥栄町、久美浜町の例により統一し、新市に移行する。
- ⑥ 天災による被害農業者に対する経営資金等に係る利子補給については、久美浜町の例により統一し、新市に移行する。
- ⑦ 農道については、すべて新市に継承する。
- (2) 林業
 - ① 緑の担い手育成事業については、大宮町、丹後町、弥栄町、久美浜町の例により統一し、新市に移行する。
 - ② 林業労働者新共済事業、緑化推進事業及び丹後縦貫林道維持管理事業については、現行のとおりとする。
 - ③ 造林事業及び有害鳥獣防除施設設置事業については、制度を統一し、実施する。
 - ④ 浅茂川海岸磯馴れの松保全事業については、新市においても実施する。
 - ⑤ 林道及び作業道については、すべて新市に継承する。
 - ⑥ 分収造林については、すべて新市に継承する。
- (3) 水産業
 - ① 栽培漁業推進事業については、制度を統一し、実施する。
 - ② 久美浜町海底清掃事業については、新市においても実施する。
 - ③ 漁港施設使用料については、合併時に、丹後町の使用料に統一する。
 - ④ 漁港区域内の水域及び公共空地の土砂採取料及び占用料については、合併時に、網野町、丹後町の土砂採取料及び占用料に統一する。
- (4) 農林水産業における受益者分担金
合併時に一旦廃止し、新市に移行後、調整する。分担金の額については、各年度ごとに事業に要する経費のうち、国及び府の補助金を除いた額の範囲内において、その事業の実施によって受ける者の利益の度合いに応じ、新市において定める。継続事業については、現行の負担率とする。
- (5) 農林水産業に関する計画
新市に移行後、すみやかに調整する。
- (6) 農林水産業関連施設使用料
現行のとおりとする。

19-29 商工観光事業の取扱い

- (1) 商工会
新市との一体性を保つため、それぞれの事情を尊重しながら、調整に努めるものとし、補助金については、現行制度を尊重しながら、新市において調整する。
- (2) 企業立地
支援措置の充実を基本に、新市において新たな制度を検討する。ただし、合併前に誘致工場として各町が指定した企業の指定期間及び奨励金等は、現行のまま、各町の制度を新市に引き継ぐ。
- (3) 中小企業支援対策
 - ① 融資制度については、合併時に一旦廃止し、新市に移行後、実効性のある融資制度の検討を行う。ただし、合併前の各町の制度により決定した融資については、新市に引き継ぐ。
 - ② 信用保証料補助制度及び利子補給制度については、新市において制度の統一を図り実施する。ただし、合併前の各町の制度により決定した利子補給については、新市に引き継ぐ。
- (4) 観光協会
新市との一体性を保つため、それぞれの事情を尊重しながら、調整に努めるものとし、補助金については、現行制度を尊重しながら、新市において調整する。
- (5) 観光振興事業
 - ① 観光まちづくり推進事業及び温泉補助事業については、新市においても事業を実施する。
 - ② 観光施設利用拡大推進事業については、網野町の例により、新市全域の制度として実施する。
- (6) 商工観光関連イベント
各地域に与えている影響等を考慮し、新市に継承する。ただし、町が実施主体のイベントについては、住民参加の実行委員会方式への移行を検討する。
- (7) 商工観光関連施設使用料
現行のとおりとする。

20 新市建設計画（ページの都合上、p16から、一部のみを掲載させていただいたことをご了解ください。）

各町の合併担当窓口及び合併協議会のホームページでご覧いただけます。

21 その他必要な事項

- (1) 定住促進事業の取扱い
 - ① 情報提供事業は現行のとおりとし、新市において全域を対象とした事業を推進する。
 - ② 支援・給付事業については、合併時に一旦廃止するが、新市において総合的な視点から検討する。ただし、助成金の交付決定を受け、合併時に助成期間が満了していない者については、その残存期間は引き続き助成する。
- (2) 交通安全の取扱い
 - ① 新市に交通安全指導員を置く。
 - ② 放置自転車対策は、峰山町の例により新市に継承する。
 - ③ 放置自動車対策は、峰山町の例により新市において速やかに施行する。
- (3) 選挙事務の取扱い
 - ① 投票区は、現行のとおりとし、新市移行後、見直しについて検討する。ただし、新市における不在者投票は、6町の各役場を不在者投票所とする。
 - ② 開票区は、選挙区の区域とする。
 - ③ 選挙運動用自動車及びポスター作成の公費負担は、新市において条例を制定し実施する。
 - ④ ポスター掲示場は、法に基づき減数調整を行い、設置する。
 - ⑤ 選挙公報は、新市において、市長及び市議会議員の選挙毎に1回発行する。
- (4) 表彰の取扱い
 - ① 功労表彰等の取扱いについて、各町において既にその功績をたたえ、称号を贈られている表彰者は新市に引き継ぎ、新市においても礼遇を行う。
 - ② 新市における名誉市民、表彰制度については、新市において、現行の各町の基準をもとに調整する。
- (5) マイクロバスの取扱い

利用基準は、峰山町の例により統一する。
- (6) 開発・景観保全の取扱い
 - ① 土地利用のための計画等については、新市の開発事業等に関する指導要件及び都市計画との整合性を計りつつ、新市移行後、検討する。
 - ② 開発事業に関する指導については、大宮町美しいまちづくり条例を基本に新市の条例として整備を行い、合併時より施行し、適正化を図るものとする。ただし、環境保全等に関して定めた大宮町美しいまちづくり条例及び久美浜町きれいなまちづくり条例の当該部分については、新市環境基本条例等へ統合する。
 - ③ 新市の景観条例については、久美浜町のきれいなまちづくり条例に定められた「住民協定景観形成区域」を基本として、合併時より施行する。
- (7) 町営バス事業の取扱い

現行のとおりとする。
- (8) 地域活性化助成事業の取扱い

地域、コミュニティの活性化支援を目的とした単独の補助事業は、合併前までに各町の補助制度を統一し、新市において適用する。
- (9) 指定金融機関の取扱い

現行のとおりとする。
- (10) 戸籍、住民登録事務の取扱い

窓口手数料は、合併時に統一する。なお、埋火葬に関する証明及び印鑑登録証の交付に関する手数料は廃止する。
- (11) 財政事務の取扱い

一般会計以外は法令に準拠し、特別会計及び企業会計を設置する。

22 その他

合併協議会における協議結果については、これを尊重するものとする。なお、新市建設計画の変更については、あらかじめ地域振興協議会の意見を聴かなければならないものとする。ただし、国、府の制度改正その他特別の事情があった場合は、新市において検討し、調整するものとする。

新市建設計画（概要）

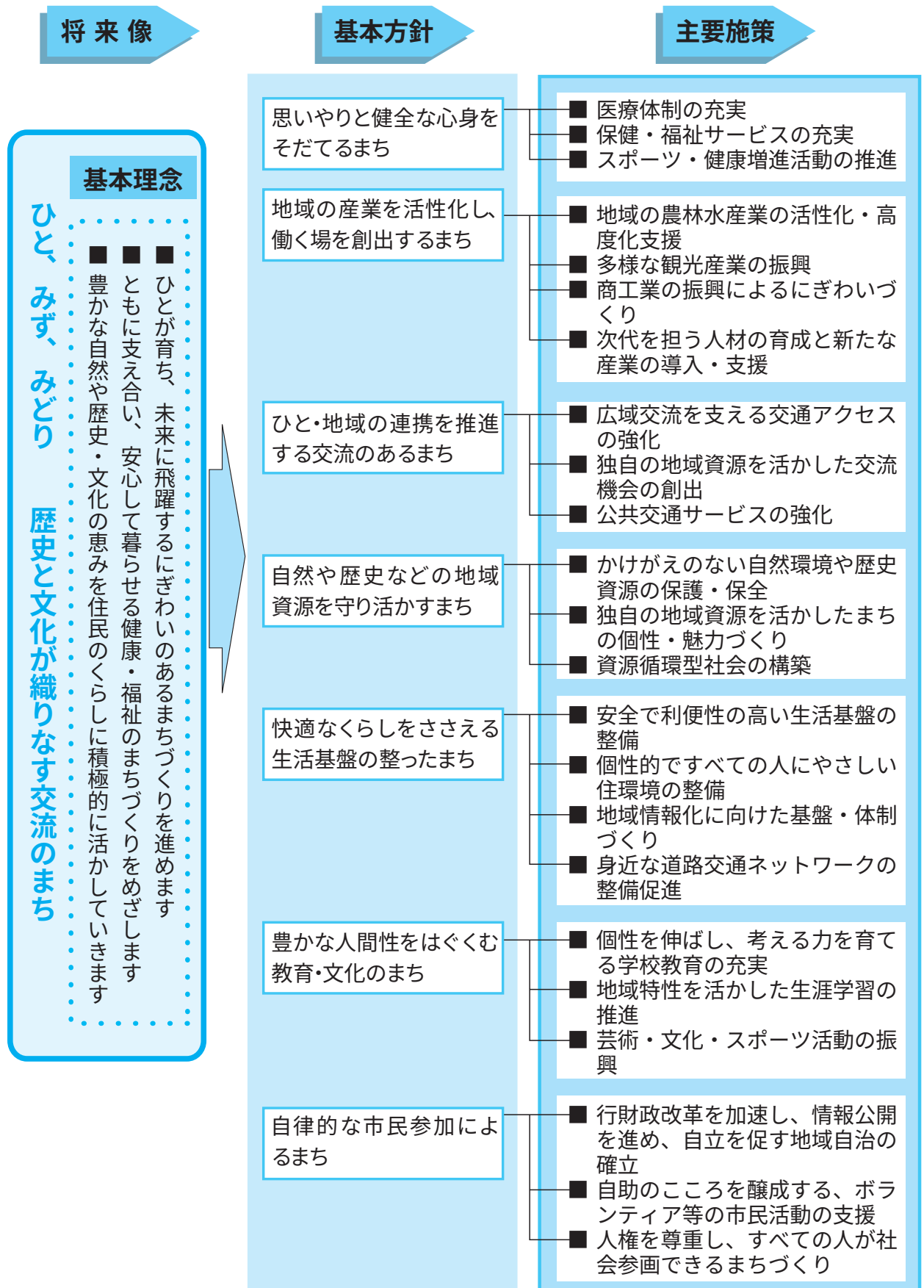


ひと、みず、みどり
歴史と文化が織りなす
交流のまち

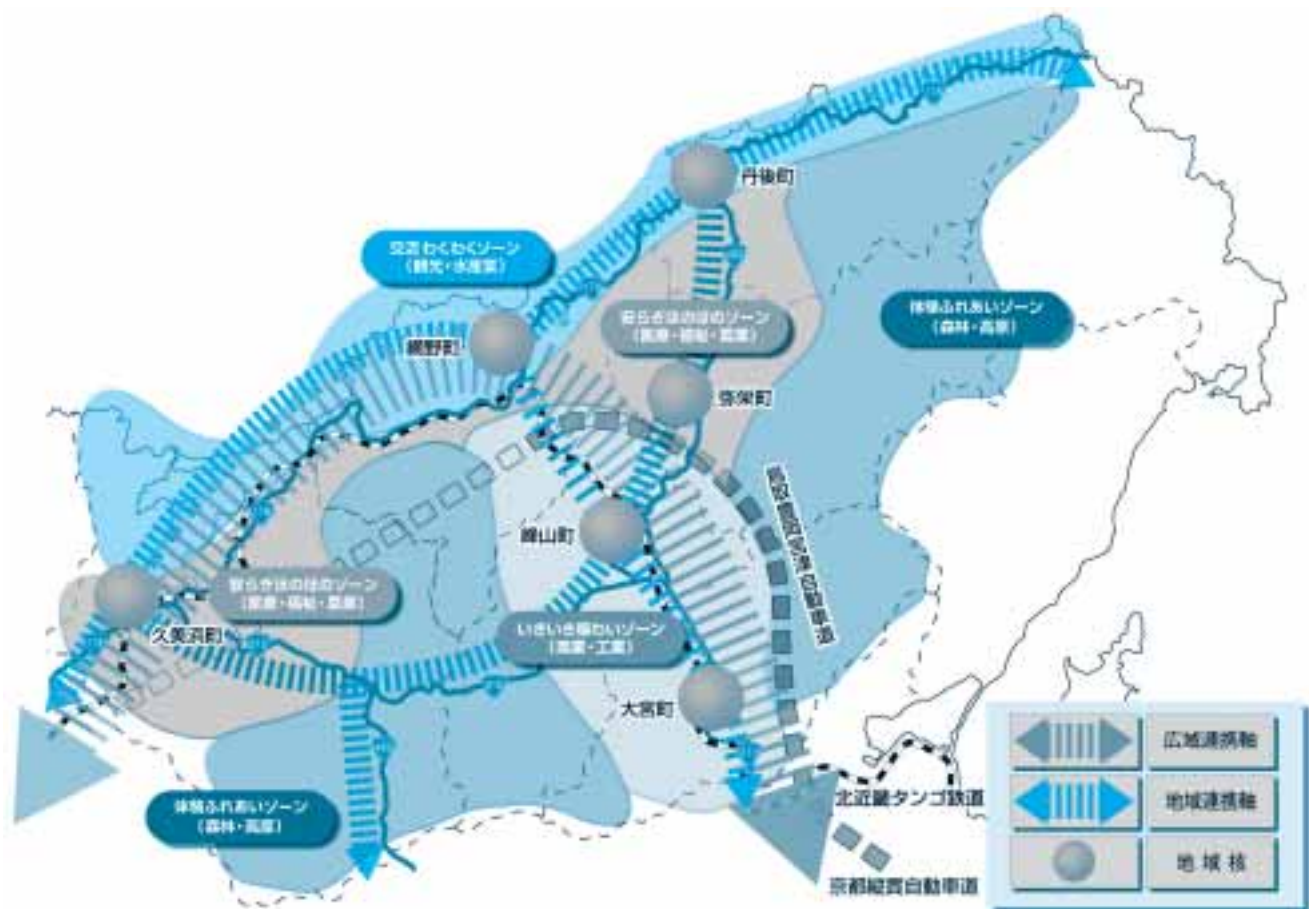


新市の施策の体系

新市建設の基本方針を実現するために取り組む主要施策の体系を以下に整理します。



新市の都市構造



広域連携軸

北近畿タンゴ鉄道や、計画中の地域高規格道路を柱に、京阪神地方や北陸地方、ひいては全国に広がる広域的な連携を強化する軸として位置付けます。

このことで、技術交流や市場拡大による産業の活性化や、交流人口の増大による観光振興等につながる、ひと・もの・情報などの多彩な交流を広域的に促進します。

地域連携軸

現在の主要幹線道路（国道178、312、482号等）や光ファイバーなどの高速情報通信網を柱に、各地域核間及び周辺市町との連携を強化する軸として位置付けます。

この軸の強化により、各地域の施設等を共有・活用した効率的かつ効果的な生活利便性の向上など、新市の均衡ある発展を図るものとします。また、各地が有する自然環境・歴史資源などのネットワーク化を推進し、新市全体としての魅力の強化を図ります。さらに、新市の一体化、郷土意識の醸成につながる市民間の交流を促進するものとします。

地域核

広域な面積を有する新市にあっては、全域にわたって、いかに生活利便性の維持・向上に努めるかが課題となります。したがって、現在の各町の市街地部を中心とする地区を、その周辺の発展を先導し、地域に適したサービスを実現する地域核として位置付けます。

さらに、それぞれの地区で行われる自治活動の促進や地域の実情に応じた施策を展開するための新たな仕組みづくりに取り組みます。

また、各町は、歴史的・文化的な成り立ちがそれぞれ異なっているため、それぞれの特色を活かした個性豊かな施策を展開します。

この地域核及び連携軸上において、全域的な視点から適正な施設整備を推進することにより、新市全体での市民サービス水準の向上に努めるものとします。

新市の主要施策

思いやりと 健全な心身をそだてるまち

健全な市民生活を支える基本は、健康にあるといえます。

少子高齢化がますます進行する社会においては、すべての人たちが健康的に自立した生活を送れるような環境を形成していくことが重要です。

また、広大な面積を有する新市においては、どこに住んでいても不安の無い生活ができる、医療・福祉体制の構築が必要不可欠です。

そのため、市民の健康維持・増進につながる医療施設・サービスの充実・連携を図るとともに、福祉関連施設の効率的整備、専門スタッフの充実等、全域的に高度なサービスの提供を行っていきます。

さらに、子どもからお年寄りまで、健康・スポーツ活動を日常的に楽しめる環境づくりを推進するとともに、全域的に分布する温泉などを活かした、心身にわたる健康支援、くつろぎの機会充実に努めます。

● 医療体制の充実	
医療施設整備事業	病院、診療所整備事業等
高度医療機器整備事業	医療機器整備事業
地域包括医療体制強化事業	医療協議会（仮称）の設置
救急・休日医療体制確保事業	第二次救急医療体制の充実と病院群輪番制方式の検討
● 保健・福祉サービスの充実	
福祉の拠点づくり事業	総合保健・福祉センター整備の検討、地域の支援拠点機能の充実等
介護・援護支援事業	障害者等社会復帰支援施設等整備の支援
保健支援事業	各種検診事業の充実、移送サービスの充実
保健・福祉支援システム構築事業	双方向情報システム利用在宅介護・健康管理支援システムの構築
子育て支援事業	エンゼルプランの策定等
保育環境整備事業	保育・就学前教育の充実の検討
● スポーツ・健康増進活動の推進	
スポーツ・健康活動支援事業	市民の健康づくり活動の支援等
健康増進の拠点づくり事業	健康交流施設整備の検討、健康増進温浴施設整備の検討、国民保養温泉地指定の検討等



地域の産業を活性化し、 働く場を創出するまち

新市域の産業は、ちりめん産業の低迷、就労者の減少や高齢化、後継者不足といった課題があり、まちの活力の維持・強化に向けても、産業の活性化は必要不可欠です。

産業の活性化に向けては、各産業に係わる基盤施設の充実を図る一方で、合併を契機として、より広域的な視点から、技術、人材、情報等の集積、連携の強化に努め、新たな特産品の開発や高付加価値化、自然・歴史資源等を活かした観光レクリエーション施設のネットワーク化といった取り組みを推進します。

また、地産地消のための仕組みづくりなど、社会経済情勢の変化への対応力が強い、自立ある産業構造づくりを推進します。

さらに、幅広い人材活用やUJIターン支援など、新たな就労の場づくり、人材・企業の育成を図ることで、活気ある産業環境の育成・強化を図ります。

● 地域の農林水産業の活性化・高度化支援

農林水産業基盤整備事業・整備促進事業	ほ場整備事業、農道整備事業、林道整備事業、漁港整備事業等
農村生活環境づくり事業	農村生活基盤整備事業
多様な流通・販売体制構築事業	地産地消の仕組みづくり(農林水産振興公社の検討)等
地域産品ブランド化事業	丹後のおいしい米づくり支援事業等
農林水産業の多様な担い手の確保・育成事業	ふるさとのあすをひらく新規就業支援事業・農業法人等育成支援事業等

● 多様な観光産業の振興

伝統産業観光化促進事業	ちりめん産業の観光資源化への検討等
滞在・体験型観光プログラム創造事業	自然景観活用交流施設整備事業等の検討
観光施設資源ネットワーク化事業	観光・温泉施設周遊プラン作成事業等
観光情報提供機能強化事業	観光案内サイン統一化事業、情報発信センター設置事業等

● 商工業の振興によるにぎわいづくり

商業活性化事業	商店街再生化事業、融資・助成制度の充実等
工業立地基盤整備事業	工業団地造成事業、企業誘致、ベンチャー企業の育成等
工業活性化事業	織物業・機械金属業等の振興、融資・助成制度の充実等

● 次代を担う人材の育成と新たな産業の導入・支援

UJIターン支援事業	雇用関係機関・組織との連携、企業・雇用情報等の提供等
人材育成事業	府立高校・丹後地域職業訓練センターとの連携等
研究機関等連携促進事業	丹後サテライト・オフィスや丹後地域職業訓練センターとの連携、研究機関の誘致等



ひと・地域の連携を推進する 交流のあるまち

交流は、にぎわいや刺激を生み、地域の結びつき・愛着を育むものです。

こうした交流の促進に向け、道路や鉄道といった、京阪神等との広域的な交流に資する交通基盤づくりを進めます。

また、新市が有する資源や機能を共有し、効果的かつバランスある発展を図るため、観光レクリエーションの拠点や市街地等を結ぶ地域内幹線道路の整備、バス網等の公共交通サービスの充実・強化を図り、新市内の連携に資する交通基盤を強化・推進します。

その一方で、各地で受け継がれてきた歴史・文化・スポーツ活動等の継続的な推進を図るとともに、新市としての新たなイベント等の交流活動を支援することにより、新市一体としての郷土意識を醸成し、さらにはより広域的かつ活発な交流人口の増大を目指します。

● 広域交流を支える交通アクセスの強化

広域交通ネットワーク整備促進事業	地域高規格道路（鳥取豊岡宮津自動車道）の整備促進、幹線道路である国・府道の整備促進等
鉄道利便性向上事業	KTR利用促進事業、駅舎及び駅前整備事業等
地域核間主要道路整備促進事業	主要地方道の整備促進、一般府道の整備促進等
地域核内幹線道路整備事業	幹線市道整備事業、都市計画街路事業、踏切改良事業等

● 独自の地域資源を活かした交流機会の創出

広域交流イベント事業	新市合併記念イベント、歴史街道丹後100キロウルトラマラソン等
地域内交流支援事業	地域のまつりの開催支援等

● 公共交通サービスの強化

公共交通確保対策事業	地方バス路線運行維持対策事業等
だれにもやさしい公共交通サービス強化事業	コミュニティバス導入の検討、福祉タクシーの充実等



自然や歴史などの地域資源を 守り活かすまち

新市域には、全国的にも希少性の高い鳴き砂、アベサンショウウオ等に代表される豊かな自然が残されており、独自の大きな特色・象徴となっています。また、大陸との交易などの歴史を伝える文化財や多くの伝説などに代表される歴史資源も貴重な財産です。

こうした自然や歴史資源を新市の宝としてよりよい形に育て、次世代に引き継ぐことは、私たちの責務と考えます。

このため、自然や歴史資源の保全・保護に努めます。さらに、それぞれの特色・魅力の強化を図り、多様な余暇活動ニーズに即した観光・レクリエーション施設としての整備など、新市内外の人々が、自然や歴史の魅力を享受できる環境づくりを推進します。

その一方で、地球規模の環境問題が問われているなか、日常的な社会活動の場における自然環境への取り組みの重要性も増してきています。省エネルギー化、リサイクル活動等を、市民の日常生活、産業活動等の様々な分野で推進し、資源循環型のまちづくりを進めます。

● かけがえのない自然環境や歴史資源の保護・保全	
自然環境・景観保全事業	国立・国定公園保全活用事業等
自然環境・景観条例制定事業	環境基本条例・景観条例の制定
歴史資源保存活用事業	伝統芸能の継承支援、文化財の保護活用等
● 独自の地域資源を活かしたまちの個性・魅力づくり	
歴史と文化のまちづくり事業	古墳等の歴史資源周辺環境整備事業、丹後王国文化・歴史遺産の公開の検討等
良好なまちなみ景観形成事業	歴史的まちなみ保全事業、温泉街の雰囲気づくり事業の検討等
● 資源循環型社会の構築	
ゴミ・廃棄物処理体制強化事業	資源ゴミリサイクルの推進、不法投棄の防止、産業廃棄物の適正処理等
環境保全活動支援事業	ゴミゼロ市宣言都市、環境ISO (ISO14001) の取得
循環型エネルギー研究・実証事業	京都エコエネルギープロジェクトの推進等



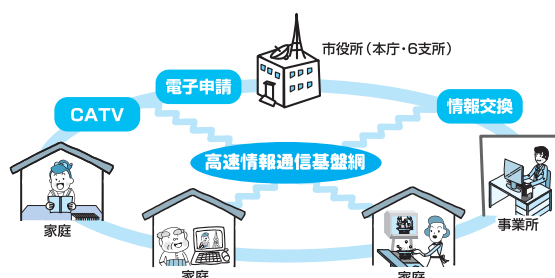
快適な暮らしをささえる 生活基盤の整ったまち

この、定住促進のためには、日常的な生活空間において、安全で安心して生活でき、快適性や利便性の高い環境づくりを進めていくことが重要です。

このため、自然環境の保全や市街地整備等との整合性に留意しつつ、身近な道路網や下水道整備等、安全で利便性の高い生活のための基盤整備を促進します。さらには、身近な公園・広場の充実など、市街地・集落環境のより一層の向上に資する快適でうるおいある場の形成や、防災・防犯体制の充実等、市民が安心して生活できる環境づくりを推進します。

さらに、地域情報化に向けた基盤及び体制づくりを推進し、新市の魅力をPRする情報の発信、生活を豊かにする各種情報サービスの提供を行うとともに、双方向の情報の受発信機能を活用し、行政―市民間、市民―市民間等のコミュニケーションの機会の提供など、様々な方面にわたる市民生活の魅力や利便性の向上を図ります。

● 安全で利便性の高い生活基盤の整備	
生活環境基盤整備事業	各種上下水道事業、浄化槽市町村整備推進事業等
水辺環境整備事業	河川改修事業、港湾整備事業、河川・湖沼・海浜の水質保全・美化等
防災・安全環境整備事業	デジタル防災無線システムの整備
● 個性的ですべての人にやさしい住環境の整備	
身近な公園・緑地整備事業	ポケットパークの整備事業等
優良住宅整備事業	公営住宅建替え事業、宅地造成事業
地域バリアフリー化促進事業	駅・公的施設等のバリアフリー化促進事業等
● 地域情報化に向けた基盤・体制づくり	
地域情報化推進事業	広域情報ネットワーク整備事業（CATV・電子申請、届出・高速インターネット接続・IP電話など）
電子自治体構築事業	地域イントラネット整備事業等
電子投票導入検討事業	電子投票システムの導入の検討
● 身近な道路交通ネットワークの整備促進	
人にやさしい生活道路整備事業	市道整備事業、都市計画事業等
冬期の円滑な交通の確保対策事業	除雪体制の充実
自転車・歩行者散策ネットワーク形成事業	歴史街道等の自転車、歩行者散策ネットワーク整備の検討等



豊かな人間性をはぐくむ 教育・文化のまち

地域への愛着を深めるには、まずその価値を知ることが第一歩となります。
そのためには、新市が有する自然・歴史等の資源と日常生活の中で身近にふれあえる環境づくりを進めることが重要となります。

一方、今後の文化・教育環境には、主体性・自主性の育成、創造性の育成、生きがいの創造が求められており、子どもからお年寄りまで、だれもが身近に文化活動や学習活動に取り組める環境づくりが重要です。

このため、より一層の学校教育環境の充実を図るのはもちろんのこと、文化財等の周辺整備や案内施設の設置を行うなど、新市が有する資源を楽しく学べる場づくりを推進します。また、図書館や公民館等を活用し、さらにネットワーク化を図ることで、だれもが日常的に文化・学習活動を行える環境づくりを進めていきます。

さらに、多彩なイベントや市民活動を推進・支援することで、芸術・文化・スポーツ活動を行う機会の提供、サポート体制の強化に努めます。

● 個性を伸ばし、考える力を育てる学校教育の充実	
基礎・基本を大切にする学校教育環境づくり事業	少人数指導、習熟度別学習システムの積極的活用等 地域教育協議会（仮称）の設置
情報活用教育支援事業	マルチメディア教育導入支援事業等
小中学校等施設整備事業	学校配置の適正化、通学区域の弾力化の検討
● 地域特性を活かした生涯学習の推進	
生涯学習拠点づくり事業	公民館等生涯学習関連施設の整備・充実の検討
生涯学習ネットワーク化事業	図書館の情報等ネットワーク化事業
● 芸術・文化・スポーツ活動の振興	
芸術・文化・スポーツ活動拠点づくり事業	芸術・文化・スポーツ体感の場創出事業
芸術・文化活動支援事業	市民の芸術・文化活動の支援、市民文化祭の開催等
体育・スポーツ活動振興及び団体育成事業	市民の体育・スポーツ活動・団体への支援、各種スポーツ大会の実施等
青少年健全育成事業	青少年団体の育成、組織の連携強化等



自律的な 市民参加によるまち

今後の社会環境の変化に柔軟かつ適切に対応し、新市全体が発展していくためには、行政主導型の施策だけでは限界があります。これまで、公の領域の多くは公共が担ってきました。しかし今後は、個人ができることはまず個人で行い、できない部分を地域や民間が補完し、さらに地域や民間でできないことを公共が補完していくといった「補完性の原則」による新しい協働の行政システムを構築していくことが重要となります。市民にあっては、自らが住みやすさにぎわいを、自らの手で育てていくような、主体的かつ自律的な取り組みが求められます。

このため、市民の自治活動を促進するとともに、行政情報の公開を推進し、合併を契機としてあらためてコミュニティの自立を目指します。その一方で、市民活動を支え、より効果の高い行財政の構築に向けた改革を推進します。

また、環境、福祉、防犯・防災、教育・文化等の様々な面で、ボランティア活動等の市民活動を促進・支援し、自助のこころの醸成を目指します。

さらに、これらの活動の土台となる、年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、だれもが自立し、社会活動に参画できる社会環境づくりを推進します。

● 行財政改革を加速し、情報公開を進め、自立を促す地域自治の確立

自治活動支援事業	地域振興協議会の設立 支所に地域パートナーの配置
情報公開推進事業	情報公開条例の制定、個人情報保護条例の制定
行財政改革推進事業	政策評価システムの導入検討、PFI事業の導入検討、 職員適正管理計画の策定 地方独立行政法人制度の導入検討

● 自助のこころを醸成する、ボランティア等の市民活動の支援

市民参加型まちづくり支援事業	NPOの育成・ボランティア活動の支援 わがまち、わがむらづくり支援事業 地域振興基金（仮称）の造成
----------------	---

● 人権を尊重し、すべての人が社会参画できるまちづくり

すべての人の社会参画支援事業	男女共同参画社会実現のための仕組みづくり 人権教育の推進等
----------------	----------------------------------



財政計画

■ 歳 入

(単位:百万円)

項 目	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
地 方 税	5,223	5,199	5,175	5,152	5,128	5,106	5,084	5,062	5,041	5,020
譲 与 税 等	1,410	1,410	1,410	1,410	1,410	1,410	1,410	1,410	1,410	1,410
地 方 交 付 税	16,015	14,945	14,909	14,740	14,764	14,634	14,800	14,719	14,646	14,547
分担金及び負担金	431	491	484	529	574	530	483	458	463	411
使用料及び手数料	1,222	1,222	1,222	1,222	1,222	1,222	1,222	1,222	1,222	1,222
国 庫 支 出 金	3,544	4,378	3,190	3,307	3,615	3,416	3,294	3,336	2,758	3,071
都道府県支出金	1,284	1,333	1,432	1,405	1,423	1,384	1,405	1,376	1,376	1,352
地 方 債	7,437	7,008	7,245	4,454	3,895	4,013	4,252	4,931	5,469	6,091
そ の 他	854	854	854	854	854	854	854	854	854	854
合 計	37,420	36,840	35,921	33,073	32,885	32,569	32,804	33,368	33,239	33,978

■ 歳 出

(単位:百万円)

項 目	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
人 件 費	7,925	7,881	7,946	7,782	7,772	7,648	7,534	7,468	7,369	7,116
物 件 費	3,982	3,939	3,897	3,856	3,816	3,777	3,739	3,702	3,666	3,630
維 持 修 繕 費	153	153	153	153	153	153	153	153	153	153
扶 助 費	2,199	2,201	2,204	2,207	2,209	2,212	2,214	2,217	2,220	2,222
補 助 費 等	2,953	2,953	2,953	2,953	2,953	2,953	2,953	2,953	2,953	2,953
公 債 費	5,477	5,002	5,092	5,121	5,227	5,295	5,588	5,496	5,410	5,221
積 立 金	2,509	1,635	1,567	360	418	596	400	193	54	215
繰 出 金	2,491	2,467	2,473	2,478	2,484	2,490	2,496	2,501	2,507	2,513
普通建設事業費	9,554	10,432	9,459	7,986	7,676	7,268	7,550	8,508	8,730	9,778
そ の 他	177	177	177	177	177	177	177	177	177	177
合 計	37,420	36,840	35,921	33,073	32,885	32,569	32,804	33,368	33,239	33,978

新市における財政計画は、平成16年度から平成25年度までの10年間について、歳入・歳出の項目ごとに過去の実績等をもとにして、合併協議結果を反映し、普通会計（公営企業会計以外の会計を総合して一つの会計としてまとめたもの）ベースで作成したものです。）

【 歳 入 】

■ 地方税

平成13年度の6町の決算額をもとに、市民税については将来の高齢化の影響を考慮し、地方税を見込んでいます。

■ 地方交付税

平成14年度の普通交付税額をもとに、普通交付税の算定の特例による算定替及び合併による特例措置を見込んでいます。

■ 国庫支出金、府支出金

平成13年度決算額等をもとに、生活保護費国庫負担金のほか新市建設計画事業等に係る国庫支出金、府支出金を見込んでいます。

■ 地方債

新市建設計画における主要事業の実施に伴い、合併特例債及び過疎債・辺地債等の発行を見込んでいます。

【 歳 出 】

■ 人件費

合併後、退職者の補充を抑制することにより、一般職の職員の削減及び特別職等の職員の減を見込んでいます。

■ 物件費、補助費等

平成13年度決算額をもとに、6町の支所等設置のため

の経費を見込むほか、合併により可能となる経費の節減を見込んでいます。

■ 扶助費

平成13年度決算額をもとに、合併後の福祉事務所（生活保護費等）経費を見込んでいます。

■ 公債費

合併の前年度までの借入に対する償還額を算定し、新市建設計画に基づく合併特例債や新たな地方債に係る償還額を見込んでいます。

■ 積立金

合併後の地域振興のための「地域振興基金（仮称）」への積立を見込んでいます。また合併特例債等の償還財源に充てるための経費も見込んでいます。

■ 繰出金

平成13年度決算額をもとに、老人保健・介護保険会計への繰出金の将来の高齢化による増加や合併後の公営企業会計への繰出金の増加を考慮し推計した。

■ 普通建設事業費

合併特例債、過疎債及び辺地債の発行可能推定額を限度に、新市建設計画事業及びその他の普通建設事業を見込んでいます。

財政計画の概要

合併協議は、急激な変化や新たな負担を市民生活に極力およぼさないことを考慮して行われました。

この協議結果に基づくとともに、一方、財政の安定化・行財政の健全化が十分図れるよう留意して財政計画を策定しています。

人件費(特別職・議員等)の削減により将来にわたって継続的な財源が確保されます。

※合併後10年間の効果を算出

- ◆議員数の減少により 約14億円
- ◆常勤特別職数の減少により 約23億円
※平成13年度ベース比較
- ◆一般職員の削減により 約34億円
※退職者同数採用と比較

地域振興基金の創設で、旧町の地域振興を図ります。

- ◆地域の実情に応じた施策の展開等のため、旧町毎に地域振興協議会を設置するとともに、旧町の地域振興対策や地域文化の振興を図るために「地域振興基金」を創設します。
基金総額 約39億円

合併に係る財政支援を積極的に利用することで、建設計画に基づく事業を10年間で集中的に実施することが可能となり、新市の基盤整備を早期に図ります。

- ◆建設計画に掲げた事業を重点的に執行するため、合併特例法等における財政支援を活用するとともに、従来の起債を抑制しつつ財政支援の有利な合併特例債を財源確保の観点から積極的に活用します。
10年間の普通建設事業費 約869億円
(合併特例債 約355億円を充当)
- ◆合併直後の建設事業に対して3年間で約7.8億円の国庫補助金、また合併直後の臨時的経費に対して5年間で8.6億円の普通交付税や3年間で8.9億円の特別交付税の上乗せ措置を活用します。

その他合併協議に基づき算定しました。

- 住民サービスの維持、負担の適正化に係る費目については協議結果に基づき算定しています。
- 合併協議により旧6町の役場をすべて支所とすることから、一部の事務経費を除き、物件費・維持修繕費の大きな削減は見込んでいません。
- 各種団体に対する補助金等は、可能な限り現行を基本とすることから、現行額を確保しています。
- 上下水道会計等に対する繰出金は、現在の収支が維持できるよう現行額を確保しています。



平成十五年三月
 ・第九回合併協議会開催
 「情報公開」「防災関係」「選挙事務(その二)」「地方税(その二)」「納税関係」「人権啓発」「環境事務」「学校教育」「学校給食」「農林水産業」「商工観光事業」について確認

平成十五年四月
 ・第十回合併協議会開催
 「町の慣行」「男女共同参画」「広聴広報」「姉妹都市等」「電算システム」「定住促進事業」「表彰」「指定統計事務」「介護保険」「社会教育」「戸籍、住民登録事務」「公共的団体」について確認

平成十五年五月
 ・第十一回合併協議会開催
 「財産及び債務」「自治会、行政連絡機構」「交通安全」「マイクロボス」「開発・景観保全」「町営バス事業」「地域活性化助成」「指定金融機関」「財政事務」「国民健康保険」「保健衛生」「各種社会福祉事業等」「病院、診療所」「建設関係事業」「公営住宅」について確認

平成十五年六月
 ・第十二回合併協議会開催
 「地方税(その二)」「条例規則」「一部事務組合等」「使用料、手数料」「各種団への補助金、交付金等」「都市計画」「上水道等」「下水道等」について確認



平成十五年七月

・第十三回合併協議会開催
 「合併の期日(再協議)」「使用料及び手数料(再協議)」「消防団(再協議)」「国民健康保険(再協議)」「建設関係事業(再協議)」「上水道等(再協議)」「下水道等(再協議)」「一般職の職員の身分」「特別職等の身分」「事務機構及び組織」について確認
 ・第十四回合併協議会開催
 「新市建設計画」について確認

平成十五年八月

・合併協定調印式開催
 「合併協定書」を調印

事業内容

事業事業の調整

新市建設計画を含む大項目二十一、小項目で九百二十二項目の協定項目の調整を行った。

広報事業関係

①広報誌の発行

□タイトル

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会だより

□発行日

平成十四年五月～毎月一回
 平成十五年八月までに上八号臨時増刊号一回(住民意識調査結果要旨特集)

□発行部数

二万二千五百(全世帯配布)
 ②インターネットホームページ開設

□開設日

平成十四年四月二十四日

□掲載内容

合併協議会及び小委員会の会議資料及び議事概要等を掲載

□アクセス数

六万五千四百件
 (平成十五年七月末日現在)

新市名称募集事業

□募集期間

平成十四年十月一日～三十一日

□応募総数

三千八百九通

(表記 千二百七十種類)

新市建設計画関係

①住民意識調査の実施

(平成十四年五月十五日実施)
 配布数七千通

有効回収数 三千二百五十

一通 回収率 四六・四%

②フォーラムの開催

「新しいまちづくりフォーラム」

□日時

平成十四年八月二十四日

□場所

京都府丹後文化会館

□概要

第一部 講演

「潮来市誕生の軌跡」

第二部 パネルディスカッション

「合併でめざす新しいまち

の将来像について」

調印式までの足跡

合併協議会経過報告

平成十四年四月

- ・合併協議会の設置と規約を六町で告示
- ・合併協議会事務所開設
- ・合併協議会設置届を京都府知事に提出
- ・第一回合併協議会開催
- 合併協議会規約・予算を承認、合併協定項目（案）の確認

平成十四年五月

- ・「住民意識調査」を実施
- ・「合併協議会だより（創刊号）」を発行

平成十四年六月

- ・第二回合併協議会開催
- 新市建設計画策定の方針を確認

平成十四年七月

- ・第三回合併協議会開催
- 「合併の方式」「合併の期日」が提案され継続協議

平成十四年八月

- ・「合併で考える 新しいまちづくりフォーラム」開催

平成十四年九月

- ・第四回合併協議会開催
- 「新市事務所の位置」が提案され継続協議

「新市の名称」の選定方法確認

確認

「議会議員の定数及び任期」「選挙事務（選挙区）」について確認

「新市建設計画（中間案）」について確認

「新市の名称」を公募

平成十四年十月

- ・第五回合併協議会開催
- 本庁と支所の分散方式を示す

平成十四年十一月

- ・第六回合併協議会開催
- 「合併の方式」「合併の期日」「新市事務所の位置」について確認

平成十四年十二月

- ・第七回合併協議会開催
- 「新市の名称（京丹後市）」について確認

平成十五年二月

- ・第八回合併協議会開催
- 「京丹後市」の名付け親賞の表彰

小委員会

開催状況

■総務・企画・議会小委員会

峰山町と丹後町で開催し、小委員会開催回数二十一回

■住民・福祉・教育小委員会

大宮町と弥栄町で開催し、小委員会開催回数十七回

■建設・産業小委員会

網野町と久美浜町で開催し、小委員会開催回数十七回

■新市建設計画策定小委員会

丹後六町で開催し、小委員会開催回数十八回

その他の会議

開催状況

■幹事会

各町の助役と合併担当課長で構成されており、開催回数二十八回

■専門部会

六町の課別に課長で構成されており、開催回数は延べ二百八十七回

■分科会

六町の課別に、また業務ごとの担当者で構成されており、開催回数延べ四百三十九回

■その他の会議

各専門部会の正副部会長を集めた合同会議など、開催回数延べ八十六回

（七月末現在）





町長 6 人による協定書への署名・押印



山田啓二京都府知事からお祝いの言葉が述べられる



立会人署名



立会人署名



各 6 町に保存される合併協定書



調印式を見守ろうと、丹後 6 町から集まった傍聴者



合併協議の区切りとなる調印式

合併協定書に調印

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町
合併協定調印式



六町長ら合併協定書に

署名・押印

合併協議会での事務事業の調整に係る協議がすべて終了したことで、八月十一日、網野町のアミティ丹後で合併協定調印式が開催されました。調印式には、山田啓二京都府知事をはじめ、府議会議員、元合併協議会委員らが参列し、調印を見守りました。

式では、山田啓二京都府知事から「合併を成功に導くのは、丹後の未来に対してこれからしっかりとした地域を作っていくという皆様方の勇気であり情熱であります。本日の調印式を契機として丹後の未来に向かって突き進んでいかれることを心から期待し、そのため、京都府としても全力を挙げることを誓います。」とお祝いの言葉を述べられました。

式では、梅田耕之助合併協議会事務局長の経過報告や濱岡六右衛門会長の挨拶の後、まず六町長が用意された六冊の合併協定書の調印書にそれぞれ署名と押印、続いて今日まで合併協定項目の調整協議に携わった協議会委員全員が、立会人として署名を行いました。

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町

G6 合併協議会だより

臨時増刊号 平成15年8月発行



合併協定書の内容については皆さんで実際に確認してください。

今後、議会の議決が得られれば、住民に御迷惑をかけないよう万全の準備に努めねばなりません。

調印式も終わったな～。これで合併協議会も一つの区切りを迎えたいわけだな～。

議会での審議が待ちとおいわ。

合併協議会では協定項目の協議がすべて終了し、調印式を済ませることができました。
ありがとうございました。

合併協定書は、この臨時増刊号の裏側から見てね。

目次

合併協定調印式	p. 2
経過報告	p. 4